

# 大切なお知らせです

**令和2年度高齢者医療保険料の均等割額が  
7.75割軽減となっていた方はご覧下さい。**

※世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下の方

現在、75歳以上の方の保険料均等割額は、  
世帯の所得状況に応じて、軽減されています。

法令上7割軽減の対象の方は、これまでさらに  
上乘せして軽減されてきましたが、  
令和元年度から、段階的に見直しを行っており、  
令和3年度が見直しの最終年度となります。



令和3年度は、令和2年度に7.75割軽減の対象者が7割軽減  
に変わります。(昨年度と比較して所得額が変わった場合は、  
他の軽減割合または軽減非該当となる場合もあります。)

**令和2年度7.75割軽減の方は令和3年度7割軽減へ**

**➡ 保険料均等割の金額が月平均792円から1,056円  
に変わります。**

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員 の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	法令	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
[平成30年度における 8.5割軽減の区分] 軽減判定所得が 33万円以下	7割	8.5割	8.5割	<b>7.75割</b>	<b>7割</b>
[平成30年度における 9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の 各種所得が0円		9割	8割	月平均額が <b>792円 ➡ 1,056円</b>	
				7割	

※医療機関等の窓口負担の見直しではありませんのでご注意ください。  
(保険料の見直しのお知らせです。) このお知らせに伴う手続きは必要  
ありません。

# 保険料を年金からの引き落としで納めている皆様へ

年度前半(4月・6月・8月)は前年度の2月と同額となり、後半(10月・12月・2月)で年間の保険料を調整します。

引き落とし額の変更は、基本的に10月からです。

(注) 口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。

## 保険料の年金からの引き落とし金額の例

### 7割軽減の対象となる方

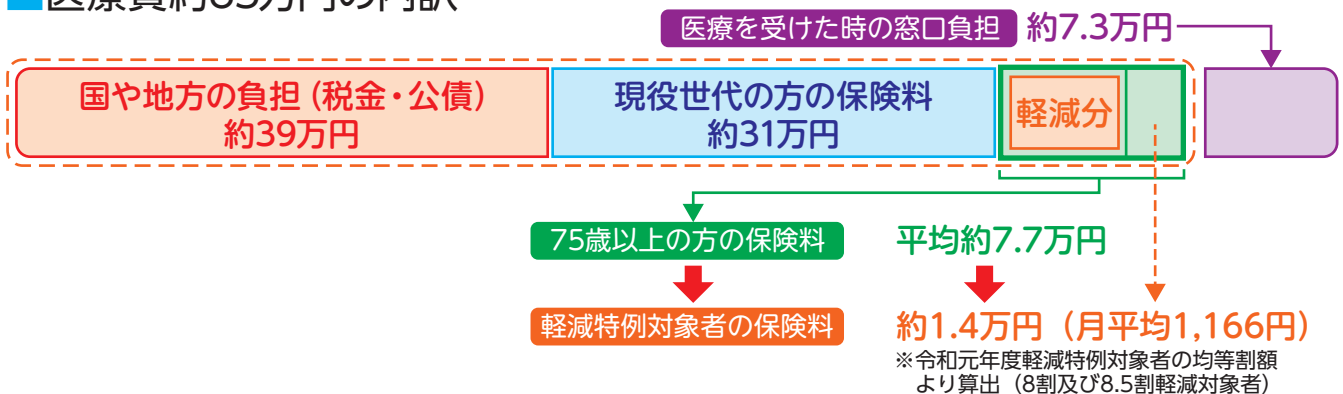
1,200円 4月	1,200円 6月	1,200円 8月	2,100円 10月	1,900円 12月	1,900円 2月	→	1,900円 4月	1,900円 6月	1,900円 8月	2,300円 10月	2,300円 12月	2,300円 2月
令和2年度 年額9,500円 (7.75割軽減)							令和3年度 年額12,600円 (7割軽減)					

## 高齢者の皆様の医療費の現状

宮城県の75歳以上の方の場合、年間の医療費は、被保険者1人当たり平均で85万円です。医療費の大半は、国や地方の負担(税金・公債)、現役世代の方の保険料でまかなわれています。

安定した制度とするための医療保険料の見直しについて、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### ■医療費約85万円の内訳



(注) 上図は、以下を基に算出したモデルとなります。

○宮城県の年間の1人当たり医療費(令和元年度) ○宮城県の75歳以上の方の平均保険料(令和元年度)

内容に関するお問合せはこちらまで

お住まいの市区町村の担当窓口又は、宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課(022-266-1021)にお問い合わせください。